

神戸市市街地再開発事業補助要領

平成20年3月31日 都市計画総局長決定

令和7年 8月25日 改正

(目 的)

第1条 この要領は、神戸市市街地再開発事業補助要綱(以下「要綱」という。)第21条の規定に基づき、神戸市市街地再開発事業の実施に必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この要領における用語の定義は、要綱に定めるところによる。

(補助対象及び補助金)

第3条 補助対象事業の費用(以下「補助対象事業費」)は、別表によるほか、社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年3月26日国官会第2317号。以下「交付金交付要綱」という。)附属第Ⅲ編、市街地再開発事業費補助(一般会計)交付要綱(昭和49年6月5日建設省都再発第77号。)又は当該年度の市街地再開発事業等補助要領(昭和62年5月20日建設省住街発第47号)に定めるところにより算出する。

2 基本設計(敷地設計費及び資金計画作成費を含む)、実施設計、工事監理の補助対象事業費の算定については、「神戸市市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住宅市街地総合整備事業に係る基本設計、実施設計、工事監理の補助対象事業費の算定方法について」(令和7年7月14日都市局長決定)により算出するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 前項の規定にかかわらず、この要領の施行の日において既に補助採択の決定を受けた事業については、適用しない。

附 則(平成27年4月1日改正)

この要領は平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月1日改正)

この要領は平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和5年11月1日改正)

この要領は令和5年11月1日から施行する。

附 則(令和7年8月25日改正)

この要領は令和7年8月25日から施行する。

別表

○:補助対象 △:補助対象(市長が特に必要と認める場合に限る)

施行者	区 分		調査 設計 計画	土地 整備	共同 施設 整備
(1)市街地再開発組合 再開発会社 独立行政法人都市再生機構 地方住宅供給公社	イ 災害復興事業		○	○	○
	ロ 国土交通省都市局所管事業 (イに該当するものを除く)		○	○	○
	ハ 国土交通省住宅局 所管事業 (イに該当するものを除く)	① 区画整理事業との 合併施行事業	○	○	○
		② 公共施設・公益施設 整備が伴う事業又は 住宅市街地総合整備 事業等との連携する 事業で、まちづくりに 寄与するものとして、 市長が特に認めるもの	○	○	○
		③ 上記以外	○	○	
(2)個人	ニ 都市計画事業又は 再開発促進区域の 施行区域内で行な う事業	④ ①又は②に該当する 事業で、市長が特に 認めるもの	○	△	
		⑤ 上記以外	○		
	ホ 上記以外				